幼児交通安全教室実施要領

　幼児の交通安全教育を推進するため、奥州市内の認定こども園、幼稚園及び保育所（以下「園」という。）向けの交通安全教室指導内容を次のとおり設定し、当該施設における交通安全教室の開催を支援する。

１　実施

　(1) 対象

　　　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第４条第１項第２号に定める幼児（小学校就学前児童）のうち、当年度に満３歳に達する以上の児童とする。

　　　また、この児童の保護者を対象とすることも可能とする。

　(2) 期間

　　　令和７年４月８日（火）から令和８年３月６日（金）での平日とする。

　　　ただし、閉庁日（土、日、祝日及び年末年始）を除く。

　(3) 開催回数と実施時期

　　　年に次の回数を基本に園が選択して行うこととし、園が選択した申し込みに応じ、日程等を市が調整して決定する。

　　ア　年１回の開催……………(2)の期間のうち４月から11月までの実施とする。

　　　　　　　　　　　　　　　・実施内容「表１」の区分「Ａ」又は「Ｂ」参照。

　　　　　　　　　　　　　　　　ただし、「区分Ｂ」は６月から11月までとする。

　　イ　年２回の開催……………(2)の期間のうち４月から11月までの実施とする。

　　　　　　　　　　　　　　　・実施内容「表２」の区分「Ｃ」参照。

　　　　　　　　　　　　　　　　ただし、第１回目を４月から７月までとし、第２回目を８月から11月までとする。

　　ウ　年３回又は４回の開催…(2)の期間のうち実施時期を市と協議して定める。

　　　　　　　　　　　　　　　・実施内容「表３」参照。

　(4) 時間

　　　教室の開始時間を午前10時00分とする。

　　　終了時間は、教室の指導内容、天候、幼児数等により前後する。ただし、幼児への負担を考慮して１時間以内に終えるよう努めなければならない。

　(5) 内容

　　ア　教室の内容は、(3)による園の選択する開催回数に応じ、次の表１から表３までとする。

　　〇表１　年１回の開催は、次の区分のうち１つを選択して実施する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区 分 | 内　　　　容 | 指導時間 |
| Ａ(座学のみ) | （室内学習）安全な歩き方と横断の仕方等 | 40分 |
| Ｂ(実技あり) | （室内学習）安全な歩き方と横断の仕方等（歩行実技学習）安全な歩き方と横断の仕方等、体験を通して学ぶ | 60分 |

　　〇表２　年２回開催は、次により実施する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区 分 | 内　　　　容 | 指導時間 |
| Ｃ | 第１回（室内学習）安全な歩き方と横断の仕方等 | 40分 |
| 第２回（歩行実技学習）安全な歩き方と横断の仕方等、体験を通して学ぶ | 60分 |

　　〇表３　年３回又は４回の開催は、【表２】に加え、次の区分のうち２つまでを選択して（合計４回まで）実施する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区 分 | 内　　　　容 | 指導時間 |
| Ｄ | （室内学習）冬道の交通安全 | 30～40分 |
| Ｅ | （室内学習）新入学児童になる心構え | 30～40分 |
| Ｆ | （歩行実技学習）路上歩行実技 | 40～60分 |

　　イ　アに加えて対象児童の保護者向けに交通安全教室を開催することができる。

　(6) 会場準備

　　　教室当日の会場は、園があらかじめ選定した場所、模擬道路等で行うものとし、設営を園が行うことを原則とする。

２　指導体制

　(1) 指導する者

　　ア　教室を指導する者は、奥州市交通安全教育専門員及び奥州市交通指導員とし、申込みを調整して市から派遣する。

　　イ　ア以外に指導する者（警察官等）を依頼する場合は、この要領と別に、園において依頼しなければならない。

　(2) 指導補助者

　　　実施する園の教諭、保育士及び保護者等は、必要に応じて指導補助者となる。

　　　ただし、保護者にあっては、家庭における交通安全教育を推進する方となることから１(1)の対象にかかわらず、受講者となる場合がある。

３　申込み及び日程調整

　(1) 教室の開催申込書及び申込み期限を次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 表 | 区 分 | 申込書 | 申込み期限 |
| １ | Ａ | 様式１ | 令和７年２月３日（月） |
| Ｂ |
| ２ | Ｃ | 様式２ |
| ３ | Ｄ | 様式３ | 開催日の２か月前まで |
| Ｅ |
| Ｆ |

　　　なお、各教室に加えて保護者向け交通安全教室を開催する場合は、申込書各様式の保護者等参加予定欄に記入して申し込みとする。

　(2) 開催申込書を受理した市は、日程調整を行い、決定した日を園に通知するとともに、指導要領及び指導計画書を送付するものとする。

　(3) (2)の指導計画書は、開催日の２週間前までに内容を記入して市に提出するものとし、実施方法等を協議するものとする。

　(4) (1)の申込みは、次の方法のうちいずれかの方法により期限までに行うものとする。

　　ア　市ホームページ（https://www.city.oshu.iwate.jp/）にある申込みの

Logoフォームに入力して送信。

　　イ　開催申込書に必要事項を記入又は入力して直接提出する。

　　　　この場合、持参、郵送、ファクシミリ、電子メール等いずれの方法も可とする。

　　　(ア) 提出先　　　　　奥州市生活環境課生活安全係

　　　(イ) ファクシミリ　　0197-51-2374

　　　(ウ) メールアドレス　seikatsu@city.oshu.iwate.jp

４　その他

　(1) 雨天対策等

　　　屋外で教室を予定したときの雨天時対応は、開催する園で事前に確認しておくこととする。これにより当日の判断により中止又は延期を決定したときは、その旨を当日の８時45分までに生活環境課生活安全係に連絡しなければならないとする。

　(2) 延期とする場合

　　　延期とする場合は、改めて申し込みを行うものとし、延期後の開催日は、延期前の日より１週間程度以上空けなければならないものとする。